

○総務省告示第三十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前						
特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 「一〇十三 略」 十四 用 タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリーシステム		「同上」 「一〇十三 同上」 「新設」						
注 空中線電力は、等価等方輻射電力の値とする。	<table> <tr> <th>周波数</th><th>空中線電力</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>四三三・九二 MHz</td><td>一ミリワット以下</td><td>単向通信方式又は複信方式</td></tr> </table>	周波数	空中線電力	備考	四三三・九二 MHz	一ミリワット以下	単向通信方式又は複信方式	
周波数	空中線電力	備考						
四三三・九二 MHz	一ミリワット以下	単向通信方式又は複信方式						
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。								